



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第658号 令和6年1月5日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
1	土地改良区の役員の退任について届出があった件	農山漁村振興課
2	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
3	解除予定保安林に関する通知を受けた件の一部を訂正する件	森林整備課
4	道路の区域を変更する件	道路整備課
5	同	同
6	道路の供用を開始する件	同
7	同	同
8	同	同
9	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

### 【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
1	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
2	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
3	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
4	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があった件		
5	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件		
6	令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件の一部を訂正する件		

【公安委員会規則】

番号	表	題	担当課名
1	徳島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則		

【収用委員会公告】

番号	表	題	担当課名
	土地収用法施行令の規定により公示送達を行う件		

徳島県告示第一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年一月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 土地改良区の名称  
那賀川土地改良区

- 二 退任役員

理事	役員名	氏名	住所
		表原立磨	阿南市富岡町あ石二七四

徳島県告示第二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年一月五日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
吉野川市山川町 川田東土地改良区	令和五年十二月十五日

徳島県告示第三号

令和五年徳島県告示第四百二十二号（解除予定保安林に関する通知を受けた件）の一部を次のように訂正する。

令和六年一月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一中「（以上二筆国有林）」を「（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）」に改める。

三の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県農林水産部森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年一月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

219	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員  (メートル)	延 長  (メートル)
古川長原港		徳島市川内町富吉二二五 番一地从ら 同 番一地从まで 一一〇七		新	八・五〇一八・八	七二・八
				旧	八・五〇九・〇	七二・八

徳島県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年一月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

220	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
川内大代		徳島市川内町大松七七二 番四地先から 同 番三地先まで 七七五		旧	七・四〇八・三	七三・七
				新	七・四〇二二・二	七三・七

徳島県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年一月五日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
3 3	小松島佐那 河内	徳島市八多町田九番一地从 から 同 九番六地先 まで	九一・六	令和六年一月五日



徳島県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年一月五日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

219	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		古川長原港	徳島市川内町富吉二二五番一 地先から 同 地先まで 二〇七番二	七二・八	令和六年一月五日

徳島県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年一月五日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

220	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		川内大代	徳島市川内町大松七七二番四 地先から 同 七七五番三 地先まで	七三・七	令和六年一月五日

徳島県告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）  
 事が完了したことを公告する。

令和六年一月五日

第二十六条第三項の規定により、次のとおり工

徳島県知事 後藤 田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
徳島市国府町矢野字稗田五〇六番一、五〇七番、五〇八番一、五〇八番三、五〇九番一、五〇九番三及び五一二番三並びに五一一番一、五一一番六、五一一番七及び五一二番一の各一部並びに名西郡石井町石井字内谷一番及び三番七の一部	鳴門市撫養町南浜字東浜五〇六番地	株式会社東京不動産
鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂一番三、四番、六番一、六番二、八番、九番一、一三番、一四番一から一四番五まで、一五番一、一五番二、一六番二、三二番三、三三番、三八番三、三八番五、三八番七から三八番一四まで、三八番一六及び四七番二並びに一 番二、五番、六番三、七番一、七番二及び九番二の各一部	同 鳴門町土佐泊浦字高砂五番地	医療法人敬愛会
小松島市立江町字小田ノ浦一〇五番一及び一〇九番一	小松島市立江町字小田ノ浦一一一番地一	株式会社立江製作所
同 田浦町字原田二五番一	徳島市春日三丁目一番四八―三〇七号 エスポワール	森 太樹 森 典子
美馬市脇町字小星七四八番九及び七五〇番二並びに七四八番一及び七四八番八の各一部並びに七四八番一地先道	同 南矢三町二丁目一番五九号	社会福祉法人徳島県身体障害者連合会
名西郡石井町石井字白鳥三三七番四、三三七番九及び三三四六番	勝浦郡勝浦町大字三溪字平山四五番地	有限会社三溪商事
板野郡松茂町笹木野字八上一〇番三の一	徳島市昭和町一丁目一	株式会社徳島設計工

部	同 北島町高房字勝瑞境三一番一及び三 一番二の一部	同 中村字福神二一番一、二二番 一、二三番一及び二五番一	同 鯛浜字原一一二番一、一一二 番二、一一三番四、一一三番五、一一七番 六、一二三番一、一二三番二、一三一番一 及び一三一番二並びに一一二番一、一二三 番二及び一三一番一の各地先町有地	同 藍住町住吉字若宮一八番二、一九番 一、一九番四、二〇番二及び二一番三並び に一八番二地先町有地
番地	同 万代町二丁目四番 地七	同 東沖洲二丁目六六 番地	板野郡北島町江尻字妙蛇 池三二番地一	同 藍住町奥野字東中 須一〇九番地七
房	株式会社フィールズ	株式会社RCフード サービス	株式会社渡辺不動産	株式会社あい

徳島県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和六年一月五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党徳島県 理学療法士連盟支部	遠藤幸伸	小河忠義	吉野川市鴨島町牛島二一六・		令和五年 十一月二十四日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中川剛利後援会	中川剛利	中川剛利	板野郡藍住町勝瑞字西勝地三七	令和五年 十一月十五日
くりしま和義後援会	栗島和義	栗島春代	板野郡藍住町勝瑞字幸島九番地	令和五年 十一月三十日

徳島県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年一月五日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
自由民主党徳島県 吉野川市第一支部	櫻本 孝	会計責任者の 氏名	新 工藤 優香 旧 山崎 琴枝	令和四年 四月一日
日本維新の会衆議院 徳島県第1選挙区支部	吉田 知代	主たる事務所の 所在地	新 徳島市住吉二丁目一・一〇 旧 徳島市幸町三丁目四八番地	令和五年 十一月十四日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
STRIVE for ANAN	渡部 友子	主たる事務所の 所在地	新 阿南市長生町宮内九番地 旧 阿南市日開野町筒路一五番地一	令和五年 十一月三十日
杉本直樹後援会	連記かよ子	代表者の氏名 会計責任者の 氏名	新 連記かよ子 旧 伊藤 英志 野村 英史	令和五年 十月二十六日

い  
わ  
さ  
義  
弘  
後  
援  
会

兼  
松

功

代  
表  
者  
の  
氏  
名

兼  
松

功

岩  
佐  
義  
弘

十  
二  
月  
七  
日

徳島県選挙管理委員会告示第三号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。  
令和六年一月五日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
相原喜久男後援会	柿原俊蔵	令和五年十月三十一日



徳島県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年一月五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名		資 金 管 理 団 体		指定年月日	
栗 島 和 義	藍 住 町 議 会 議 員	名 称	主たる事務所の所在地	代 表 者 の 氏 名	令 和 五 年 十 一 月 三 十 日
		くりしま和義後援会	板野郡藍住町勝瑞字幸島九番地一一	栗 島 和 義	

徳島県選挙管理委員会告示第五号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和五年十一月二十二日から施行する。

令和六年一月五日

徳島県選挙管理委員会 中 田 丑 五 郎

一の表<sup>112</sup>の項中「医療法人成悠会 介護老人保健施設 ゆうゆう荘」を「医療法人栄寿会 介護老人保健施設 小松島名月苑」に改める。

二の表中63の項を66の項とし、48の項から62の項までを六項として繰り上げ、66の項を61の項とし、同項の次に次の一項を加える。

92	カービス付き高齢者向け住宅アルガス・ローヌ虹の橋	板野郡藍住町栗中富字趾傍示54番3
----	--------------------------	-------------------

二の表中85の項を86の項とし、69の項から74の項までを五項として繰り上げ、68の項を71の項とし、同項の次に次の二項を加える。

72	カービス付き高齢者向け住宅ローテーションルカ虹の橋	名西郡石井町石井字石井233-30
73	カービス付き高齢者向け住宅夢ピシツジネルトリンゲン	名西郡石井町石井字石井1336-7

二の表中97の項を70の項とし、22の項から69の項までを三項として繰り上げ、21の項の次に次の三項を加える。

22	ケアハウス 虹の橋ガーデン	徳島市佐古二番町6-9
23	カービス付き高齢者向け住宅夢ピシツジコペンハーゲン	徳島市中島田町3丁目60番地1
24	カービス付き高齢者向け住宅夢ピシツジコツウオルズ	徳島市中島田町4丁目113

徳島県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により提出のあった令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、候補者東条恭子の出納責任者山橋潔子から訂正の報告があったので、令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件（令和5年徳島県選挙管理委員会告示第92号）の一部を次のとおり訂正する。

令和6年1月5日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月9日執行 徳島県議会議員一般選挙(徳島選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,662,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	東条 恭子	所属党派	無所属	期間	2月12日から 4月21日まで
出納責任者氏名	山橋 潔子				第1回分

収入	支出																																																																																				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">主たる寄附 (氏名・団体名)</th> <th style="width: 20%;">(職業)</th> <th style="width: 10%;">(寄附額)</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> <tr> <td>大田 正</td> <td>無職</td> <td>50,000 円</td> <td>人件費</td> </tr> <tr> <td>来 考平</td> <td>無職</td> <td>20,000 円</td> <td>家屋費</td> </tr> <tr> <td>林 恵子</td> <td>無職</td> <td>300,000 円</td> <td>選挙事務所費</td> </tr> <tr> <td>井上 保男</td> <td>無職</td> <td>20,000 円</td> <td>集会会場費</td> </tr> <tr> <td>河野 和代</td> <td>フェミニスト カウンセラー</td> <td>55,000 円</td> <td>通信費</td> </tr> <tr> <td>高橋 玉美</td> <td>三好市議</td> <td>50,000 円</td> <td>交通費</td> </tr> <tr> <td>橋本 幸子</td> <td>阿南市議</td> <td>30,000 円</td> <td>印刷費</td> </tr> <tr> <td>花岡 利夫</td> <td>東御市長</td> <td>100,000 円</td> <td>広告費</td> </tr> <tr> <td>岩佐 逸美</td> <td>無職</td> <td>65,000 円</td> <td>文具費</td> </tr> <tr> <td>東条恭子と女性議員 を増やす会</td> <td>政治団体</td> <td>163,000 円</td> <td>食糧費</td> </tr> <tr> <td>乾 晴美</td> <td>無職</td> <td>50,000 円</td> <td>休泊費</td> </tr> <tr> <td>小出 里美</td> <td>町議</td> <td>20,000 円</td> <td>雑費</td> </tr> <tr> <td>田中 みさき</td> <td>美馬市議</td> <td>30,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河野 真理</td> <td>無職</td> <td>45,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉敷 たえ子</td> <td>会社員</td> <td>45,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日下 良子</td> <td>NPO代表</td> <td>45,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日下 智賀子</td> <td>無職</td> <td>45,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三原 明子</td> <td>無職</td> <td>90,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中野 耕志</td> <td>会社員</td> <td>50,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>板東 喜代子</td> <td>会社員</td> <td>50,000 円</td> <td></td> </tr> </table>	主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		大田 正	無職	50,000 円	人件費	来 考平	無職	20,000 円	家屋費	林 恵子	無職	300,000 円	選挙事務所費	井上 保男	無職	20,000 円	集会会場費	河野 和代	フェミニスト カウンセラー	55,000 円	通信費	高橋 玉美	三好市議	50,000 円	交通費	橋本 幸子	阿南市議	30,000 円	印刷費	花岡 利夫	東御市長	100,000 円	広告費	岩佐 逸美	無職	65,000 円	文具費	東条恭子と女性議員 を増やす会	政治団体	163,000 円	食糧費	乾 晴美	無職	50,000 円	休泊費	小出 里美	町議	20,000 円	雑費	田中 みさき	美馬市議	30,000 円		河野 真理	無職	45,000 円		倉敷 たえ子	会社員	45,000 円		日下 良子	NPO代表	45,000 円		日下 智賀子	無職	45,000 円		三原 明子	無職	90,000 円		中野 耕志	会社員	50,000 円		板東 喜代子	会社員	50,000 円		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)																																																																																			
大田 正	無職	50,000 円	人件費																																																																																		
来 考平	無職	20,000 円	家屋費																																																																																		
林 恵子	無職	300,000 円	選挙事務所費																																																																																		
井上 保男	無職	20,000 円	集会会場費																																																																																		
河野 和代	フェミニスト カウンセラー	55,000 円	通信費																																																																																		
高橋 玉美	三好市議	50,000 円	交通費																																																																																		
橋本 幸子	阿南市議	30,000 円	印刷費																																																																																		
花岡 利夫	東御市長	100,000 円	広告費																																																																																		
岩佐 逸美	無職	65,000 円	文具費																																																																																		
東条恭子と女性議員 を増やす会	政治団体	163,000 円	食糧費																																																																																		
乾 晴美	無職	50,000 円	休泊費																																																																																		
小出 里美	町議	20,000 円	雑費																																																																																		
田中 みさき	美馬市議	30,000 円																																																																																			
河野 真理	無職	45,000 円																																																																																			
倉敷 たえ子	会社員	45,000 円																																																																																			
日下 良子	NPO代表	45,000 円																																																																																			
日下 智賀子	無職	45,000 円																																																																																			
三原 明子	無職	90,000 円																																																																																			
中野 耕志	会社員	50,000 円																																																																																			
板東 喜代子	会社員	50,000 円																																																																																			
その他の寄附	5件	50,000 円																																																																																			
その他の収入		3,000,000 円																																																																																			
今回計		4,373,000 円	今回計																																																																																		
前回計		0 円	前回計																																																																																		
総計		4,373,000 円	総計																																																																																		

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用ビラの作成	123,680 円
	選挙運動用ポスターの作成	496,000 円
	計	619,680 円

報告書受理年月日	令和5年4月24日 第1回報告分
----------	------------------

徳島県公安委員会規則第一号

徳島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年一月五日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

徳島県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

徳島県公安委員会運営規則（昭和二十九年徳島県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「会議」の下に「（電話による会議その他の委員が参集することを要しない方式によるものを含む。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「臨時の」を「前項の規定による」に改める。

第四条ただし書中「臨時」を「前条第一項の規定による」に改める。

第六条第二項を次のように改める。

2 会議の議事は、出席委員（委員長を含む。）の二人以上の同意でこれを決する。

第七条第二項を削り、同条に次の二項を加える。

2 本部長は、委員会の承認を得て、部下職員を会議に出席させることができる。

3 委員長は、中国四国管区警察局四国警察支局徳島県情報通信部職員に対し、会議への出席を要請することができる。

第八条第二項中「総務企画課」の下に「（次条において「総務企画課」という。）」を加える。

第九条第一項中「会議の議決を経ずに」を「他の委員（委員長を含む。以下この項において同じ。）に意見を求め、二人以上の同意をもって、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、他の委員の意見を得られなかったときは、単独で会議の議決を経ずに委員会の権限を行使することができる。

第九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、委員会の権限の行使に係る記録は、総務企画課において調製し、保存する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県収用委員会公告

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

令和六年一月五日

徳島県収用委員会会長 松尾 泰三

公示送達

徳島県阿南市原ヶ崎町本原ヶ崎二三一番一の土地の所有者

土地登記記録の登記名義人 岡田 義典

住所不明 ただし、住民票上の最後の住所 香川県綾歌郡綾川町西分一七七〇番地

土地登記記録の登記名義人 （亡）井口正量 法定相続人

亡井口美津子相続財産

土地登記記録の登記名義人 （亡）上原廣美

亡上原廣美相続財産

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき右記の者に送達すべき左記書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その書類の交付を受けてください。

記

令和五年十二月二十一日付け令和五年第二号事件裁決書正本

（注意）右記書類を受領しないときは、令和六年一月二十六日をもってその書類の送達があつたものとみなされます。